

高齢者憩いの場 活動費の使途基準

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

項目	対象	
① 施設利用料	公民館等使用料 (電気・ガス・水道・灯油 など)	
② 消耗品・材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記用具 ・コピー代 ・飲み物 ・アルコール消毒 ・材料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム材料 ・折り紙 ・料理教室材料費 ・マスク <p style="text-align: right;">など</p>	
③ 講師料	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼 ・交通費 	
④ 保険	ボランティア保険等	
⑤ 備品等 ※ 備品は5,000円以上になる場合はご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧計 ・スプーン ・鍋 ・体温計 ・フォーク ・トレイ 	
⑥ お菓子代	活動費20,000円	5,000円 まで
	活動費10,000円	2,500円 まで

※ 上記表に当てはまらないものについては、ご相談ください。

【対象とならないもの】

- ・ 外出時の交通費、ガソリン代、入場料、食費
- ・ できあいの弁当
- ・ 高額な電化製品（購入を検討されている方はご相談ください）